

小田原市教育委員会定例会会議録

1 小田原市教育委員会3月定例会は、平成17年3月24日午後2時～午後2時50分、301会議室において開催された。

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 島田祐子
- 2番委員 江島 紘
- 3番委員 桑原妙子
- 4番委員 安藤實英
- 5番委員 横田俊一郎

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 学校教育部長 石嶋 襄
- 生涯学習部長 白木 章
- 学校教育部次長 寺山大機
- 生涯学習部次長 今村清晴
- 教育総務課長 杉崎 公
- 学校教育課長 大場得信
- 学校保健課長 山本孝夫
- 生涯学習課長 大木重美
- 青少年課長 市川皓三
- 文化財保護課長 塚田順正
- スポーツ課長 大川隆一
- 図書館長 大木 徹
- 学校教育課長補佐(指導) 椎野美乃
(書記)
- 教育総務課総務担当主査 関野憲司
- 教育総務課主査 田代勝美

4 議事日程

- 日程第 1 議案第 3 号 小田原市市民学習フロア条例施行規則
- 日程第 2 議案第 4 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 5 号 小田原市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 6 号 小田原市社会教育指導員規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 7 号 小田原市文化財保護委員会規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 8 号 小田原市教育委員会が保有する個人情報に係る小田原市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 7 議案第 9 号 校長及び教頭の人事異動について
- 日程第 8 議案第 10 号 教育委員会職員の人事異動について
- 日程第 9 議案第 11 号 教育委員の辞職願いについて
- 日程第 10 議案第 12 号 教育長の任命について

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 2 月定例会の会議録承認...島田委員報告

(3) 会議録署名委員の決定...桑原委員・横田委員に決定

(4) 日程第 1 議案第 3 号 小田原市市民学習フロア条例施行規則

提案理由説明...教育長・生涯学習課長

江島教育長 ...それでは、議案第 3 号「小田原市市民学習フロア条例施行規則」を御説明申し上げます。この規則は、小田原市市民学習フロア条例の施行に伴い、必要な事項を定めようとするものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習課長...それでは、私から、議案第 3 号「小田原市市民学習フロア条例施行規則」につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。小田原市市民学習フロアにつきましては、市民が芸

術文化活動及び学習活動等を行う場を提供し、もって生涯学習の振興を図ることを目的といたしまして、この3月19日に開所いたしました施設でございます。この規則は、4月からの本使用に向け、その管理等に関し、必要な事項を定めました「小田原市市民学習フロア条例」を補足するものでございます。まず、制定の理由でございますが、小田原市市民学習フロア条例の施行に伴い、施設の使用手続、使用料の減免及び還付の基準、その他市民学習フロアの管理等に関し、必要な事項を定めるものでございます。次に、規則の内容でございますが、第2条から第4条、第7条におきましては、使用手続につきまして定めております。使用許可につきましては、施設を使用しようとする日の3ヶ月前の月の初日から申請を受け付けることとするほか、使用許可、使用の取りやめ、使用許可の取消し等に係る手続、申請書・決定通知書等の様式を定めるものでございます。次に、第5条におきましては、使用料の減額及び免除の基準につきまして定めており、小田原市、神奈川県又は国が使用する場合は免除、その他教育委員会が必要と認める場合につきましては、教育委員会が定める額を減額免除するものでございます。次に、第6条におきましては、使用料の還付の基準につきまして定めており、使用者の責めに帰することができない理由により、施設の全部を使用できない場合は既納使用料の全額、また施設の一部を使用できない場合は、教育委員会が定める額を還付するものでございます。また、使用する日の1ヶ月前までに変更申請し、教育委員会が許可した場合は、使用料の差額の2分の1、使用する日の1ヶ月前までに使用を取りやめる場合は、既納使用料の2分の1を還付するものでございます。次に、第8条から第10条におきましては、入館者の遵守事項、広告等の掲示の禁止等の市民学習フロアの管理等に関し、必要な事項を定めるものでございます。なお、この規則は、小田原市市民学習フロア条例の施行日であります平成17年4月1日から施行いたします。以上で、議案第3号「小田原市市民学習フロア条例施行規則」につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

島田委員 ...火気を使わなければ、飲食は認めていますか。

生涯学習課長...ロビーでの飲物は認めておりますが、部屋内では学習という観点から飲食は認めておりません。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第 2 議案第 4 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

提案理由説明...教育長・教育総務課長

江島教育長 ...それでは、議案第 4 号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。この規則は、平成 17 年度組織機構の変更に伴い、課名、職名等所要の整備をするものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

教育総務課長...議案第 4 号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則」は、平成 17 年度組織機構の変更に伴い、課名、職名等所要の整備をするものでございます。

横田委員 ...学校教育部では名称は変わりますが、業務内容は同じですか。

教育総務課長...同じでございます。

島田委員 ...呼び方が簡単になったのですか。

生涯学習部長...市役所の全組織に共通しますが、各部局庶務担当課に政策機能を付与したため、教育総務課は教育政策課に、生涯学習課は生涯学習政策課に名称変更いたしました。青少年課及び図書館では、業務の効率化を図るため担当を統廃合し、文化財保護課では、文化財の保護にとどまらず、活用を視野に入れ、文化財課と名称変更いたしました。

島田委員 ...生涯学習課の業務内容で「高齢者教育に関すること」が「生涯学習事業に関すること」に変更されているのは何故ですか。

生涯学習部長...今までは生涯学習の主な対象者は比較的時間に余裕のある高齢者でしたが、これからは市民誰でもがいつでも学習できる環境を視野に入れるため変更したものです。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第 3 議案第 5 号 小田原市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則

提案理由説明...教育長・図書館長・スポーツ課長・生涯学習課長

江島教育長 ...それでは、議案第 5 号「小田原市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。この規則は、月曜開館及び法律改正による市の様式の変更等について所要の整備をするものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

図書館長 ...それでは議案第 5 号「小田原市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則」のうち「小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、図書館が主管課になりますことから、私、図書館長から細部説明をさせていただきます。議案第 5 号の 3 ページをお開き頂きたいと存じます。今回の改正点は、大きく 3 点ございます。大きな第 1 点目は、第 2 条第 1 項関係でございます。図書館を月曜開館することなどに伴う改正でございます。この中に 3 点ございまして、これまで月曜日を休館日としておりました規定を削ることが 1 点目、これまで毎月第 1 水曜日としてまいりました館内整理日を第 4 月曜日に改めることが 2 点目でございます。この改正につきましては、今回月曜開館を実施する施設が、保守点検作業などを行うため第 4 月曜日を休館日と定めることに合わせて、定期休館日の統一を図ろうとするものでございます。3 点目は特別整理期間の関係でございます。これまで 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間において 14 日を超えない範囲としておりましたが、この期間は定期人事異動が 4 月 1 日に行われること、年度の切り替え時期で前年度事務と新年度事務が輻輳していること、4 月の末からのゴールデンウィークを含みますことから、実質上 5 月の中旬に限定されてしまう状況にございます。運用の幅を拡大するため、1 箇月繰り下げることとし、併せて作業の実態に即して 7 日を超えない範囲に改めようとするものでございます。大きな 2 点目は、貸出冊数に関する改正でございます。これまでの規定では、小田原市立図書館、小田原市立かもめ図書館、川東

タウンセンターマロニエ図書室の各館ごとに上限の範囲内で借用できる状況にございました。図書で申しますと最大15冊が借用できる規定になっておりました。今年の秋には(仮称)富水・東富水・桜井地域センター図書コーナーが誕生し、図書館とネットワーク化することになっております。また、将来計画として(仮称)橘地域センターの建設計画があり、この図書室とのネットワーク化や、既存の中央公民館図書室や尊徳記念館図書室とのネットワーク化の検討を要する状況にございます。図書館とネットワーク化される施設は、今後も増加することが予定される中で、現行の規定方法はネットワーク化した施設数と最大貸出冊数が比例する状況にあることから、図書館や図書室等を含めて総枠で貸出冊数等を定める方法に改正しようとするものでございます。数量的には、これまでの2館分を目安としてございます。また、現行規定上貸出の対象者を個人と団体としておりますが、団体に対する貸出冊数の規定がないことから、上限を明文化するとともに、運用については要綱に委ねようとするものでございます。基本的な考え方といたしましては、幼稚園、保育園、小・中学校につきましては、その図書室の整備が小規模なことから、上限枠をそのまま適用するとともに、高等学校以上の学校や、地域の子供文庫、老人ホーム等については、貸出上限を低く設定したいと考えております。また、大型活字本や大型絵本等資料保有冊数が多くないものにつきましては、貸出冊数について更に限定を掛けていきたいと考えております。大きな3点目ですが、市立図書館の小劇場を地域資料室付属の書庫に転用し、一般の会議等に使用できなくなったため、字句の訂正と併せて所要の措置を講ずるものです。以上で細部説明を終わらせていただきますが、「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第15号の規定により、教育委員会の会議に付すべき事項とされておりますことから提案いたしました次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

スポーツ課長...次に、スポーツ施設の条例施行規則の改正につきまして説明をさせていただきます。まず、4ページを御覧ください。小田原市総合文化体育館条例施行規則(小田原アリーナ)でございますが、第3条の休館日につき

まして、改正前では、月曜日を休館日としておりましたが、改正後では、月1度のメンテナンスの日を設けまして、第4月曜日を休館日とするものでございます。開館日数につきましては、39日の増加となります。5ページの様式第3号、様式第6号につきましては、行政事件訴訟法の改正に伴い、所要の整備を講ずるものであります。6ページを御覧ください。次に、小田原テニスガーデン条例施行規則でございますが、第3条の休館日につきまして、第3条1項1号により改正前では、月曜日を休館日としておりましたが、改正後では、月曜日を閉館いたしますので、1項1号を削除するものでございます。開館日数につきましては、51日の増加となります。同じくテニスガーデンの第5条使用許可の申請でございますが、テニスガーデンにつきましては、4月より施設予約システムを導入するとともに、予約を抽選方式といたしますので、申請から抽選・予約確定まで1ヶ月を要し、また、利用者の利便を図るため、1ヶ月前には予約の確定をしまいたしますので、トータルで考えますと、2ヶ月が必要となってまいります、よって、第5条2項につきまして、改正前では、使用の1ヶ月前から申請の受け付けといたしておりましたが、改正後では、使用する日の属する月の2ヶ月前の初日から受け付けとして改正するものでございます。7ページの様式第2号、様式第5号につきましては、行政事件訴訟法の改正に伴い、所要の整備を講ずるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

生涯学習課長... それでは、私から、議案第5号「小田原市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則」のうち、取消訴訟の提起に関する事項の教示につきまして、御説明いたします。恐れ入りますが、お手元の資料2ページ「3取消訴訟の提起に関する事項の教示」を御覧いただきたいと思います。まず、改正の理由でございますが、行政事件訴訟法の改正により、取消訴訟の提起に関する事項の教示が義務付けられたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。改正の内容につきましては、(1)から(7)までの教育委員会規則で定める、総合体育館、テニスガーデン、小田原市公民館、尊徳記念館、文学館、塔ノ峰青少年の家、及び市営プールの各施設の使用許可決定通知書等の様式に、取消訴訟を提起することができ

る処分につきまして、その旨を教示する説明文を追加修正するものでございます。具体例は5ページ等にごございます。なお、この規則は、平成17年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第5号「小田原市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則」につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

生涯学習部長...通常、月曜開館しますと約3,000万円経費がかかりますが、業務委託により職員を7名減らし、約4,000万円経費を削減できました。相殺で約1,000万円の経費削減で月曜開館による通年開館が評価され、小田原市役所の行政改革大賞の銀賞を獲得いたしました。県内でも全ての生涯学習施設を通年開館しているのは、小田原市のみであることを補足いたします。

桑原委員 ...利用者の立場では月曜開館は非常にありがたく、さらに経費も浮いて良いこと尽くめですね。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

- (7) 日程第4 議案第6号 小田原市社会教育指導員規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第7号 小田原市文化財保護委員会規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第8号 小田原市教育委員会が保有する個人情報に係る小田原市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

提案理由説明...教育長・生涯学習課長・文化財保護課長・教育総務課長

江島教育長 ...それでは、議案第6号「小田原市社会教育指導員規則の一部を改正する規則」から、議案第8号「小田原市教育委員会が保有する個人情報に係る小田原市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則」までの3件を一括御説明申し上げます。これらは、平成17年度開始に併せ、所要の整備をするものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習課長...それでは、私から議案第6号「小田原市社会教育指導員規則の一部を改正する規則」につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料を御覧いただきたいと思います。まず、改正の理由でございますが、小

田原市職員の勤務時間の割振りが見直されたことに伴い、小田原市社会教育指導員の勤務時間についても、これに合わせた変更を行うものでございます。改正の内容につきましては、第5条におきまして、社会教育指導員の勤務時間を午前8時30分から午後5時までと定めておりましたが、これを午前8時30分から午後5時15分までと変更するものでございます。なお、この規則は小田原市職員の勤務時間が変更となる平成17年4月1日から施行するものです。以上をもちまして、議案第6号「小田原市社会教育指導員規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

文化財保護課長...小田原市文化財保護委員会規則の一部を改正する規則を御説明いたします。改正理由及び内容は、小田原市文化財保護委員会における調査研究を集中的に進めるため、必要に応じて部会を設置することができることとするものでございます。

教育総務課長...小田原市教育委員会が保有する個人情報に係る小田原市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を御説明いたします。廃止理由及び内容は、平成17年4月1日から新小田原市個人情報保護条例が施行され、現行条例が廃止されること及び条例の施行に関し必要な事項については、市長が規則で定めることとするに伴い廃止するものでございます。

(質疑・意見等なし)

3件一括採決...全員賛成により原案のとおり可決

職員の入替え

退室 生涯学習部長、生涯学習部次長、生涯学習課長、青少年課長、文化財保護課長、スポーツ課長、図書館長、学校保健課長

残る 学校教育部長、学校教育部次長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課長補佐(指導)

- (8) 日程第 7 議案第 9 号 校長及び教頭の人事異動について (非公開協議)
日程第 8 議案第 10 号 教育委員会職員の人事異動について (非公開協議)
委員長...人事に関する事件である議案の性質上、小田原市教育委員会会議規則に基づき、非公開審議を發議
一括採決...全員賛成により非公開として審議することに決定

(事務局の誘導により、傍聴人退室)

- (9) 日程第 7 議案第 9 号 校長及び教頭の人事異動について

提案理由説明...教育長

(学校教育課長が議案第 9 号及び議案第 10 号を一緒に教育委員にのみ配布)

江島教育長 ...それでは、議案第 9 号「校長及び教頭の人事異動について」を御説明申し上げます。来る 3 月 31 日をもって定年退職する校長等に係る後任の人事につきまして、足柄下教育事務所管内の教育機関との交流を図りつつ、別紙のとおり行おうとするものであります。以上簡単ですが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

- (10) 日程第 8 議案第 10 号 教育委員会職員の人事異動について

提案理由説明...教育長

江島教育長 ...それでは、議案第 10 号「教育委員会職員の人事異動について」を御説明申し上げます。来る 3 月 31 日付けで、教育委員会事務局の担当主査職以上の職員の定年退職等を行うとともに、その後任に係る異動等を 4 月 1 日付けで、別紙のとおり行おうとするものであります。以上、簡単ですが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第 9 議案第 11 号 教育委員の辞職願いについて

提案理由説明...委員長

安藤委員長 ...次に、日程第 9、議案第 11 号「教育委員の辞職願いについて」を議題といたします。江島委員におかれましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項の規定に基づき、暫時退席願います。

(江島委員 退室 事務局が全員協議会室に案内)

(事務局が議案配布)

安藤委員長 ...それでは私から提案理由を御説明いたします。議案の朗読は省略いたします。過日、江島教育長から一身上の都合により 3 月 31 日をもちまして、教育委員の職を辞職したい旨の申出がございました。委員の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条に、「地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」と定められ、既に市長あてには辞職の申出が提出されており、これに同意する旨の回答がされております。このため、本委員会におきまして、当案件を審議しようとするものであります。以上で説明を終了いたしますが、只今の説明について質疑、意見等いかがでしょうか。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

安藤委員長 ...ここで、江島委員に出席していただきます。

(事務局が全員協議会室に江島委員を迎えに行く 江島委員 入室)

安藤委員長 ...江島委員に申し上げます。只今、辞職の件につきまして、お諮りいたしましたところ、同意が得られましたので、御承知願います。

(1 2) 日程第 1 0 議案第 1 2 号 教育長の任命について(追加)

安藤委員長 ...ここで、お諮りいたします。只今、江島委員の辞職が認められたことに伴いまして、4月1日から教育長が欠員となりますので、ここで、「教育長の任命について」を日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(質疑・意見等なし)

安藤委員長 ...御異議も無いようですので、「教育長の任命について」を日程に追加し、議題といたします。

(事務局が議案配布)

安藤委員長 ...それでは、日程第 1 0、議案第 1 2 号「教育長の任命について」を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。それでは、私から提案理由を御説明申し上げます。現教育長の江島委員におかれましては、先程、同意いただきましたように、来たる3月31日をもちまして、教育委員の職を退任されることになりました。その後任につきまして、本日の市議会3月定例会におきまして、酒匂中学校長の青木秀夫(あおき ひでお)氏の任命が同意されました。従いまして、4月1日には、新たに青木氏が教育委員に任命されることとなっております。そこで、教育長の後任であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項に、「教育長は、教育委員会の委員である者のうちから、教育委員会が任命する。」と定められておりますので、ここで、その後任について任命しようとするものであります。教育長の候補者につきましては、教育行政の専門家、或いは、教育に関する職にあった者で、教育に関し専門的な知識や識見を有するとともに、行政にも精通した者であることが望まれます。また、その身分は、一般職に属する地方公務員となるため、その職の性格及び責任の在り方から、常時勤務をすることが必須条件とされます。青木秀夫氏につきましては、市立片浦中学校に勤務されて以

来、千代中学校教頭、城南中学校長等を勤められ、現在、酒匂中学校長を勤められている教育者であるとともに、神奈川県教育庁足柄下教育事務所副所長等を歴任され、教育行政についても経験、識見とも豊富で、教育長として適任であると存じます。従いまして、青木秀夫氏を教育長に任命することを提案するものであります。以上で提案説明を終了いたしますが、只今の説明について質疑、意見等いかがでしょうか。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(13) 委員長閉会宣言

平成 1 7 年 月 日

委 員 長

署名委員（横田委員）

署名委員（桑原委員）